

はじめに

「北海道知的財産戦略本部」*は、北海道における知的財産推進活動の一環として、企業・団体や個人の方々に向けて、知的財産に関する各種支援制度をご紹介する目的で本ガイドを発行しております。「知的財産って何？」というようなご質問から、「知的財産をビジネスに活かしたい」というようなご相談まで、想定される質問・相談フローに沿って、支援制度をご紹介しています。本ガイドをお手元に置いていただき、ご活用くださると幸いです。

※北海道知的財産戦略本部

北海道知的財産戦略本部は、北海道における知的財産の創造、保護および活用の適正かつ円滑な実現を図るためのオール北海道の推進体制として平成17年7月に北海道知事を本部長として設置され、29機関(令和3年4月現在)で構成されています。

下記の北海道知的財産戦略本部ホームページでも、知的財産の利用促進に向けた各種支援策、知的財産関連のニュースやイベントをタイムリーにご紹介しています。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/>



北海道知的財産戦略本部
Web サイト

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/>

道内で展開されている
知的財産に関する情報を
タイムリーに
提供しています!



イベントやセミナー
をお知らせします!

知りたい支援情報を、
キーワードや目的から
簡単に探せます。

北海道知的財産戦略本部 構成機関

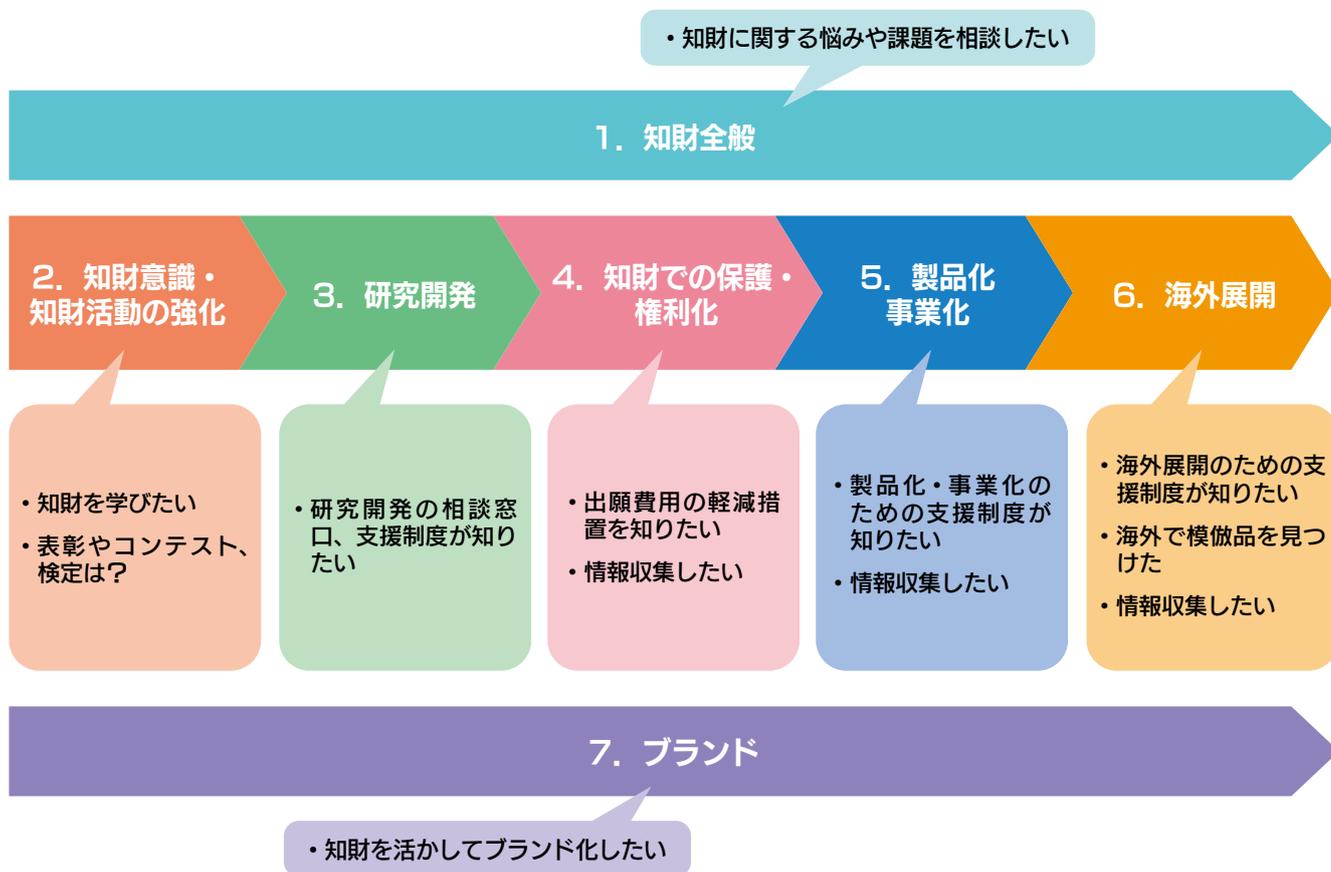
令和3年4月現在 29機関

- 北海道
- 経済産業省北海道経済産業局
- 財務省函館税関
- 農林水産省北海道農政事務所
- 北海道警察本部
- 北海道市長会
- 北海道町村会
- 北海道経済連合会
- 一般社団法人北海道商工会議所連合会
- 北海道商工会連合会
- 一般社団法人北海道中小企業家同友会
- 国立大学法人北海道大学 産学・地域協働推進機構
- 学校法人東海大学
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所 北海道センター
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- 国立研究開発法人科学技術振興機構 知的財産マネジメント推進部
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部
- 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター
- 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
- 一般社団法人北海道発明協会
- 独立行政法人日本貿易振興機構
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館 札幌事務所
- 北海道弁護士会連合会
- 日本弁理士会 北海道会
- ホクレン農業協同組合連合会
- 北海道漁業協同組合連合会
- 一般社団法人北海道映像関連連業社協会
- 一般社団法人札幌銀行協会
- 一般社団法人北海道信用金庫協会

ご利用ガイド

ビジネスの各段階に応じて各種支援制度をご紹介します。以下のフローをご参考にいただき、目次から目的に合った支援策をお探してください。

相談フロー



目次

1. 知財全般

相談窓口

INPIT 北海道知財総合支援窓口	5
日本弁理士会北海道会 無料相談会	7
特許活用相談窓口	7
北海道よろず支援拠点	7
北海道商工会連合会・全道152商工会	7
北海道警察本部警察相談センター	7
道内法律相談センター（札幌、旭川、釧路、函館）	8
日本知的財産仲裁センター	8
営業秘密・知財戦略相談窓口	8

支援（補助金・助成金等以外）

北海道知的所有権センター	8
中小企業基盤整備機構北海道本部 経営相談窓口	9

セミナー・研修

HiNT セミナー	9
-----------	---

情報収集

北海道知の財産戦略本部ホームページ	9
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	9
特許戦略ポータルサイト	10
開放特許情報データベース	10
先行技術調査	10

2. 知財意識・知財活動の強化

支援（補助金・助成金等以外）

産業財産権専門官の個別訪問・セミナー講師派遣	11
------------------------	----

セミナー・研修

知的財産制度説明会（初心者向け）	11
知的財産制度説明会（実務者向け）	11

人材育成

中小企業大学校旭川校	12
------------	----

表彰・コンテスト・検定

全国・地方発明表彰	12
知財功労賞	12
全日本学生児童発明くふう展	13
パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト	13
知的財産管理技能検定	13

3. 研究開発

相談窓口

北海道立総合研究機構 本部研究戦略部 総合相談窓口	14
HiNT（R&Bパーク札幌大通サテライト）相談窓口	14
研究開発支援に関する相談（ノーステック財団）	14
産学連携に関する相談（北海道大学）	14
産学連携に関する相談（東海大学）	15
共同研究、技術指導等に関する相談（産業技術総合研究所）	15

支援（補助金・助成金等）

若手研究人材育成事業	15
イノベーション創出研究支援事業	15
市場対応型製品開発支援事業（中小企業競争力強化促進事業）	16
市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】（中小企業競争力強化促進事業）	16
市場対応型製品開発支援事業【共同研究開発】（中小企業競争力強化促進事業）	16
地域資源活用型事業化実現事業（北海道中小企業新応援ファンド事業）	16
製品開発チャレンジ支援事業（北海道中小企業新応援ファンド事業）	17
中小企業等特許情報分析活用支援事業	17

支援（補助金・助成金等以外）

専門家派遣事業	17
HoPE [北海道中小企業家同友会産学官連携研究会]	18
依頼試験・試験設備の利用	18
研究開発・技術開発に関する補助	18
共同研究（北海道大学）	18
共同研究（北海道立総合研究機構）	18
受託研究（北海道大学）	19
受託研究（北海道立総合研究機構）	19

セミナー・研修

北海道立総合研究機構 研修会	19
産業技術総合研究所 技術研修	19

4. 知財での保護・権利化

支援（補助金・助成金等）

特許料等の減免制度	20
-----------	----

情報収集

登録原簿謄本の交付	20
-----------	----

5. 製品化・事業化

相談窓口

ものづくり、新商品開発、販路拡大等に係る無料経営相談	25
事業化支援（スタートアップ・アドバイザー）	25

支援（補助金・助成金等）

地域産業クラスターものづくり支援事業	25
--------------------	----

支援（補助金・助成金等以外）

ライセンス調査・専門家派遣	26
産業技術総合研究所 イノベーションコーディネータ	26
大学等知財基盤強化支援	26
経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク事業）	26
ビジネスアイデアの検討から事業化までの総合的な支援	27

マッチング

J-GoodTech（ジエグテック）	27
ビジネスマッチング支援事業	27

6. 海外展開

相談窓口

模倣品・海賊版被害相談窓口	28
---------------	----

支援（補助金・助成金等）

中小企業等外国出願支援事業	28
PCT 国際出願に係る費用の軽減措置・交付金	28
模倣品対策支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）	30
防衛型侵害対策支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）	30
冒認商標無効・取消係争支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）	30
「地域団体商標」の海外展開支援	30
マーケティング支援事業（中小企業競争力強化促進事業）	31
海外知財訴訟費用保険（海外知財訴訟費用保険事業）	31

支援（補助金・助成金等以外）

海外知的財産プロデューサーによる企業支援	31
知的財産侵害物品差止申立制度	31
農林水産知的財産保護コンソーシアム	32
植物品種等海外流出防止総合対策事業	32
日本発知財活用ビジネス支援事業ジェットロ・イノベーション・プログラム（JIP）	32

情報収集

新興国等知財情報データベースによる情報提供	32
海外知的財産保護支援に関わる情報提供	32

7. ブランド

相談窓口

知的財産活用、地域ブランド形成等に係る無料相談窓口	33
---------------------------	----

知的財産

地域団体商標制度	33
地理的表示保護制度	33
品種登録制度	33

認定・認証・登録制度

道産食品独自認証制度（愛称「きらりっぷ」）	34
道産食品登録制度	34
北のクリーン農産物（YES! clean）表示制度	34
ヘルシー Do（北海道食品機能性表示制度）	34
北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度	35
「北海道リサイクルブランド」「北海道認定リサイクル製品」認定制度	35
エゾシカ肉処理施設認証制度	35

表彰・コンテスト・検定

北海道映像コンテスト	35
------------	----

1. 知財全般

〈相談窓口〉

INPIT 北海道知財総合支援窓口

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け入れる窓口を設置し、様々な専門家及び支援機関と協働でワンストップサービスを提供します（週2回弁理士、月1回弁護士常駐、相談訪問可）。（独立行政法人工業所有権情報・研修館事業）

お問い合わせ先

INPIT 北海道知財総合支援窓口 一般社団法人北海道発明協会内

※ INPIT（インピット）とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館

（National Center for Industrial Property Information and Training）の略称です。

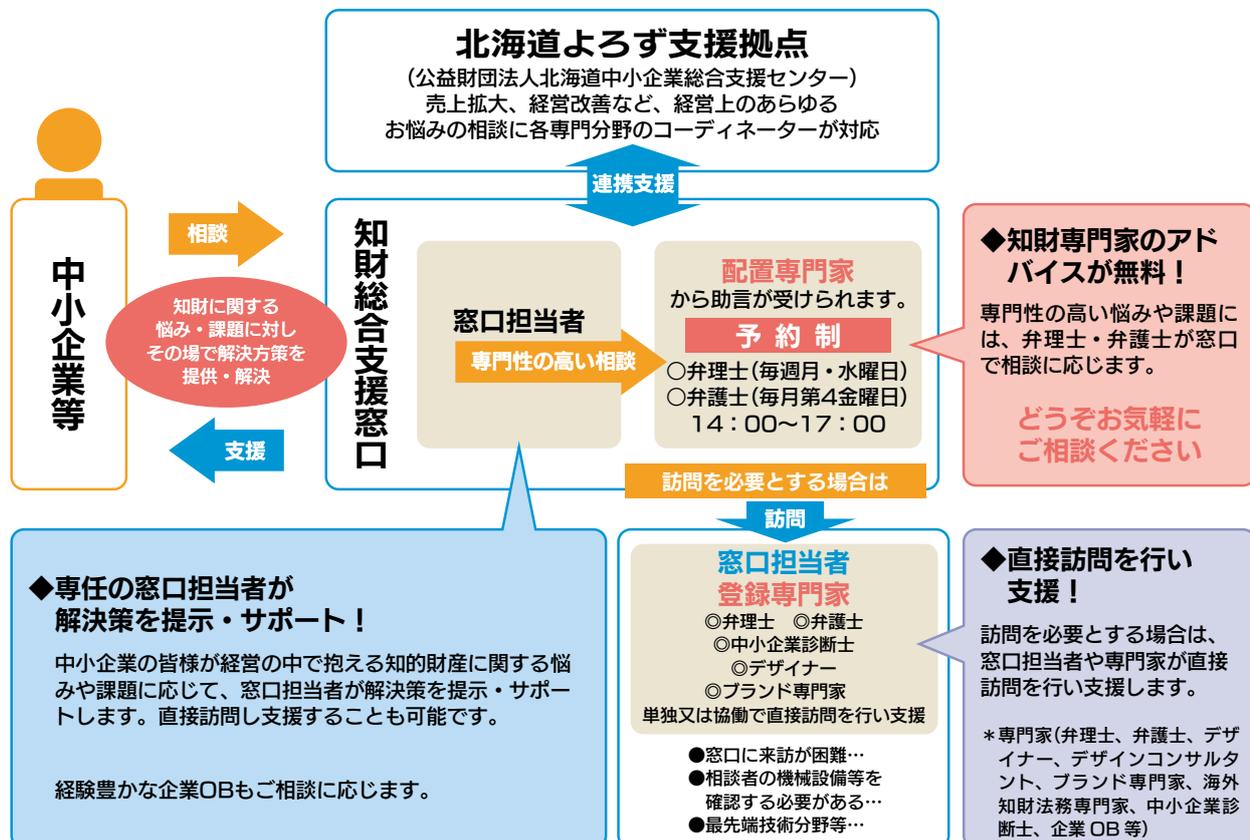
TEL：011-747-8256 FAX：011-747-8253

E-mail：chizai@jiii-h.jp <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/>



INPIT 北海道知財総合支援窓口での主な支援内容

- 窓口では、中小企業等のアイデア段階から国内外での事業展開までの知的財産に関連する課題や相談に対するワンストップサービスを行います。
- 知的財産に関する知識や業務経験がある窓口担当者が、中小企業等の皆様の知的財産に関する課題や相談内容に応じて、解決に向けた支援を行います。
- さらに、専門性が高い課題や相談に対しては、弁理士や弁護士等の配置・登録専門家が中小企業等を訪問する等して、解決に向けた支援を行います。
- 各地域の中小企業支援機関とも連携し、中小企業等の知的財産の活用を含めた経営課題に対する支援を行います。



日本弁理士会北海道会 無料相談会

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟のほか、諸外国の制度や知的財産権全般について、以下の日程にて弁理士が無料で相談に応じます。本相談をご希望の方は、前日までの予約をお願いします。

- ・日時：毎週火・金曜日 14:00～16:00 (事前予約制)
 - ・場所：日本弁理士会北海道会事務所 (〒060-0807 札幌市北区北七条西 4-1-2 KDX 札幌ビル 3 階) ※札幌駅北口徒歩 1 分
- ◆ WEB 申込はこちらから <https://jpaa-hokkaido.jp/conferences/>

お問い合わせ先

日本弁理士会 北海道会
TEL: 011-736-9331
<http://jpaa-hokkaido.jp/>



特許活用相談窓口

特許・商標等の知的財産権導入を希望する企業に対するアドバイスや開放特許活用のための相談窓口です。「INPIT 北海道知財総合支援窓口」(5、6 ページ参照)の窓口担当者が対応します。
毎週月・火曜日 13:00～16:00 (ただし、火曜日は予約が必要)

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
TEL: 011-232-2402 FAX: 011-232-2011
E-mail: info@hsc.or.jp https://www.hsc.or.jp/consul_cat/consul/



北海道よろず支援拠点

チーフコーディネーター及び各専門分野のコーディネーターが創業や販路拡大、経営改善等に関する高度・専門的な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター内 北海道よろず支援拠点
TEL: 011-232-2407 FAX: 011-232-2011
E-mail: soudan@hsc.or.jp <https://yorozu.hokkaido.jp/>



北海道商工会連合会・全道 152 商工会

経営全般に関するご相談および無料で専門家派遣を行うなど、きめ細やかな支援を行っています。

お問い合わせ先

北海道商工会連合会 組織経営支援部
TEL: 011-251-0102 FAX: 011-271-4804
E-mail: kigyo@do-shokoren.or.jp <http://www.do-shokoren.or.jp/>



北海道警察本部警察相談センター

警察本部警察相談センター、生活経済課、サイバー犯罪対策課、各方面本部生活安全課、各警察署において、知的財産侵害事犯の取締りや相談対応を行っています。

お問い合わせ先

北海道警察本部 警察相談課
TEL: 「# 9110 番」又は、011-241-9110
<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/consult/soudan/soudan.html>



知財全般

道内法律相談センター（札幌、旭川、釧路、函館）

知的財産に関わる係争、契約等に関する法律相談を実施しています。

お問い合わせ先

●札幌弁護士会

TEL : 011-251-7730
<https://www.satsuben.or.jp/>



●釧路弁護士会

TEL : 0154-41-3444
<http://www.946jp.com/ben54/>



●旭川弁護士会

TEL : 0166-51-9527
<http://kyokuben.or.jp/>



●函館弁護士会

TEL : 0138-41-0232
<http://hakoben.or.jp/>



日本知的財産仲裁センター

日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR（裁判外の紛争解決手段）機関です。知的財産の紛争処理等を裁判によらずに調停、仲裁等により解決を行います。現在、全国8箇所（東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所及び九州支所）の拠点で業務を行っています。

お問い合わせ先

日本知的財産仲裁センター 北海道支所

TEL : 011-251-7730（法律相談センター内 受付時間 月～金 午前9時～午後4時）
<https://www.ip-adr.gr.jp/>



営業秘密・知財戦略相談窓口

知的財産戦略アドバイザーが、秘密情報の抽出や社員への啓発、営業秘密管理規定の策定など、社内における営業秘密管理体制の構築を支援します。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

TEL : 03-3581-1101（内線 3844）
 E-mail : trade-secret@inpit.go.jp
<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service>



〈支援（補助金・助成金等以外）〉

北海道知的所有権センター

道内中小企業等の特許や実用新案などの産業財産権を活用した事業展開を支援するため、配置した特許流通サポーターが提供可能な特許の発掘、導入ニーズの把握をはじめ、ライセンス契約に至るまで、特許技術の流通や活用に関する幅広い支援を行います。

お問い合わせ先

北海道知的所有権センター 一般社団法人北海道発明協会内

TEL : 011-747-7481 FAX : 011-747-8253
 E-mail : hkd-ipcenter@jiii-h.jp <http://www.jiii-h.jp/ip/>



中小企業基盤整備機構北海道本部 経営相談窓口

経営課題（新事業展開、新商品開発、IT活用、生産性向上、海外展開など）や特許・商標などに関する相談に、各分野の経験豊富な専門家が対応します。北海道本部（札幌市）のほか、中小企業大学校旭川校、函館・北見・釧路のサテライトオフィスでも対応できます。平日 13 時～17 時（事前予約制）。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課

TEL : 011-210-7471

https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/sme/consulting/



〈セミナー・研修〉

HiNT セミナー

R & B パーク札幌大通サテライトは、製品開発・新事業創出を行う「企業」、優れた技術や知識を持つ「大学・研究機関」、それらを支援する「行政」の連携（産学官連携）に関する情報の集積と発信を行う、産学官連携の総合窓口です。HiNT では、研究者、技術者と企業人の交流と連携を促進するため、シーズ紹介セミナーや勉強会を開催し情報を発信しています。

お問い合わせ先

HiNT 事務局（産業技術総合研究所北海道センター大通りサイト）

TEL : 011-219-3359 FAX : 011-219-3351

E-mail : akiyoshi-sasaki@aist.go.jp

<https://www.hint-sapporo.jp/>



〈情報収集〉

北海道知的財産戦略本部ホームページ

インターネットを通じて、知的財産に関する各種情報をタイムリーに発信しています。ニュース、イベント、制度・支援策、相談窓口、パンフレット・刊行物等を掲載しています。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室

TEL : 011-709-2311 (内線 2586) FAX : 011-707-5324

E-mail : hokkaido-chizai@meti.go.jp <https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/>



特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこからでも、無料で特許情報の検索ができるサービスです。特許・実用新案・意匠・商標に関する公報や外国公報に加え、それぞれの出願の審査状況が、簡単に検索できます。「J-Global」との連携機能により、権利化されていない非特許文献や科学技術用語等の情報も検索できるほか、中韓文献翻訳・検索システムとのリンクにより、日本語による中国文献、韓国文献の検索、照会も可能です。

お問い合わせ先

J-PlatPat ヘルプデスク（平日 9 : 00 ~ 21 : 00）

TEL : 03-3588-2751 FAX : 03-3588-2237

E-mail : helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



知財全般

特許戦略ポータルサイト

海外の制度、国内の特許出願、知財情報の利用など、知的財産の戦略や管理に役立つ情報、直近10年間の出願件数等の「自己分析用データ」（自社分のみ、要申込）を提供します。

お問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 特許戦略企画班

TEL：03-3581-1101（内線2144） FAX：03-3580-5741

<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/>



開放特許情報データベース

企業、大学、研究機関等の開放特許（権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許）を一括して検索できる公的なサービスです。検索の利用や開放特許データベースへの登録は無料です。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

TEL：050-3803-1777 FAX：050-3737-9348

E-mail：webmaster@plidb.inpit.go.jp <https://plidb.inpit.go.jp/>



先行技術調査

（一社）発明推進協会の専門調査員が行う調査で、簡易型と統合型があります。調査対象は特許・実用新案・意匠・商標・論文と幅広く、調査仕様についても個別に相談できます。簡易型先行技術調査の基本調査料は48千円で、統合型の費用は調査範囲に応じて15～35万円程度です。

お問い合わせ先

一般社団法人北海道発明協会

TEL：011-747-7481 FAX：011-747-8253

E-mail：jiii-hkd@basil.ocn.ne.jp <http://www.jiii.or.jp/onestop/>



2. 知財意識・知財活動の強化

〈支援（補助金・助成金等以外）〉

産業財産権専門官の個別訪問・セミナー講師派遣

特許（発明）、実用新案（考案）、意匠（デザイン）、商標（トレードマーク）等に関する制度や知的財産に関する各種支援策を中小企業等の皆様に知っていただき、知的財産を企業活動や経営戦略に効果的に使っていただけるように、特許庁の産業財産権専門官が中小企業等を訪問し、わかりやすく説明します。専門官の派遣にかかる旅費・謝金等は一切不要です。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線 2586） FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp

〈セミナー・研修〉

知的財産制度説明会（初心者向け）

これから知的財産権を学びたい方、企業等、大学、公設試験研究機関等において知財部門に新しく配属された方などの初心者を対象とした説明会を開催します。本説明会では特許庁の産業財産権専門官が知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等をわかりやすく説明します。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

TEL：03-3581-1101（内線 2120）

知的財産制度説明会（実務者向け）

知的財産権の業務に携わっている実務者の方などを対象に、制度の円滑な運用を図るため、実務上必要な知識の習得を目的とした実務者向け説明会を開催します。本説明会では特許・意匠・商標の審査基準やその運用、審判制度の運用、国際出願制度の手続等について、特許庁職員等がわかりやすく説明します。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線 2586） FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp

〈人材育成〉

中小企業大学校旭川校

中小企業の課題・ニーズ等を踏まえ、経営者、管理者や候補者などを対象にした自社課題解決に資する研修を実施しています。

- 座学に加え、演習・グループディスカッションを多く取り入れ、受講生自らが考え、実践力を養う内容です。
- 各分野における実務経験が豊富で一流の専門家や、事例企業の担当者等を講師として招き、実践的な研修を実施します。
- 個室の宿泊施設と、談話室、食堂、図書室、体育館など研修後の利用施設も用意しています。
- 札幌キャンパス（中小機構北海道本部内）においても研修を開催します。
- 参加しやすい受講料で、国の人材開発支援助成金や各市町村などの助成制度が利用できます。
- 中小機構北海道本部の窓口相談、専門家派遣、共済等の各種支援ツールをご紹介します。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校
TEL：0166-65-1200（代表） FAX：0166-65-2190
<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/>



〈表彰・コンテスト・検定〉

全国・地方発明表彰

北海道地方において優秀な発明、考案又は意匠を完成させた方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、奨励、育成に貢献された方々の功績を称え顕彰する制度です。地方発明表彰は、全国規模で実施している全国発明表彰に繋がっており、さらに優れた発明の完成者には国の栄典（叙勲・勲章）への道も開かれています。

お問い合わせ先

一般社団法人北海道発明協会
TEL：011-747-7481 FAX：011-747-8253
E-mail：hyosho@jiii-h.jp
http://koueki.jiii.or.jp/hyosho/top/hyosho_top.html



知財功労賞

知的財産権制度の発展に貢献した個人及び企業等を顕彰することにより、制度の普及・啓発に資するとともに産業の発展に寄与するため、「知的財産権制度関係功労者表彰」（制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人を表彰）、「知的財産権制度活用優良企業等表彰」（制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等を表彰）の表彰を設けています。

お問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課
担当者：特許戦略調整班
TEL：03-3581-1101（内線 2144） 03-3580-5967（直通）
https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2020_tizai_kourou.html



全日本学生児童発明くふう展

子ども達にモノづくりを通じて、創作の喜びや発明くふうの楽しさを知ってもらい、その創造力を育てることを目的として、児童生徒自身による、アイデアいっぱいの生活用品などの新規で独創性に富む発明による、作品の募集と表彰を行っています。

お問い合わせ先

公益社団法人発明協会 青少年創造性グループ(全日本学生児童発明くふう展担当)
TEL: 03-3502-5434 FAX: 03-3502-3485
http://koueki.jiii.or.jp/hyosho/gakusei/gakusei_yoko.html



パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生の皆さんが、自ら考え出した発明及びデザイン(意匠)について応募いただき、優秀なものについては出願支援対象作品として表彰し、実際に特許庁に出願していただくことで、特許権及び意匠権の取得までの手続きを実体験していただくコンテストを実施しています。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)
TEL: 03-3581-1101(内線 3907) FAX: 03-5843-7693
E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp
<https://www.inpit.go.jp/patecon/>



知的財産管理技能検定

大企業から中小企業まで、どんな業種・職種にも活用できる企業等における知的財産管理に関する知識と技能を測る国家試験です。1級～3級の3つの等級に区分されており、合格すると「知的財産管理技能士」と称することができます。知的財産管理技能士になると、企業における発明、商標、営業秘密等の知的財産を適切に管理・活用してその企業に貢献できる能力を有すると認められます。

お問い合わせ先

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産教育協会 検定運営事務局
TEL: 027-345-1028(平日 10:00～16:00)
E-mail: kentei@ip-edu.org
<http://www.kentei-info-ip-edu.org/>



3. 研究開発

〈相談窓口〉

北海道立総合研究機構 本部研究戦略部 総合相談窓口

相談機能の充実、強化を図るため、総合相談窓口を本部研究戦略部に設置し、研究機関の紹介、分析や技術に関する相談、各種事業への協力要請などの様々な相談に一元的に対応しています。

お問い合わせ先

独立行政法人北海道立総合研究機構 本部研究戦略部

TEL: 011-747-2900 FAX: 011-747-0211

E-mail: hq-soudan@hro.or.jp

<http://www.hro.or.jp/hro/contact.html>



HiNT (R & B パーク札幌大通サテライト) 相談窓口

専門相談員を配置し、企業等の技術相談に対応しています。相談内容に対しては、産業技術総合研究所、または、北海道内の公設試・研究機関・大学等から、最適な機関を検索し、マッチングを実施しています。

お問い合わせ先

HiNT 事務局 (産業技術総合研究所北海道センター大通りサイト)

TEL: 011-219-3359 FAX: 011-219-3351

E-mail: akiyoshi-sasaki@aist.go.jp

<https://www.hint-sapporo.jp/>



研究開発支援に関する相談 (ノーステック財団)

ノーステック財団では、道内の産学官・民間等の研究開発支援に関するご相談に対応します。

お問い合わせ先

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター (ノーステック財団) 研究開発支援部

TEL: 011-708-6392 FAX: 011-747-1911

E-mail: kenkyu@noastec.jp

<https://www.noastec.jp/web/search/s03.html>



産学連携に関する相談 (北海道大学)

北海道大学の研究に対する技術的なご相談、共同・受託研究に関するご相談をお受けします。下記リンク先のフォームからお願いします。

お問い合わせ先

国立大学法人北海道大学 産学・地域協働推進機構 産学連携推進本部

TEL: 011-706-9561 FAX: 011-706-9550

E-mail: jigyo@mcip.hokudai.ac.jp

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=>

tcl-sgsct-07ffa7c55d62eddadfb39329eee72b2 (ワンストップ窓口)

<https://seeds.mcip.hokudai.ac.jp/> (研究シーズ集)



産学連携に関する相談（東海大学）

東海大学では、技術や研究に関して、皆様からの相談・お問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先

学校法人東海大学ウチムラカンゾウカレッジ札幌オフィス研究支援担当
 TEL：011-571-5111（代表） FAX：011-571-3629
 E-mail：p-ucsresearch@tsc.u-tokai.ac.jp
<https://www.u-tokai.ac.jp/>



共同研究、技術指導等に関する相談（産業技術総合研究所）

産総研と産業界・学界・地域経済社会との連携を推進する窓口として、イノベーション推進本部があります。各地域センターには「イノベーションコーディネータ」が配置され、社会のニーズと産総研の研究シーズをコーディネートし、産学官連携プロジェクトの立案と調整をします。また、大通りサイトには技術相談窓口があり、企業支援を行っています。

お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター
 TEL：011-857-8406 FAX：011-857-8901
 E-mail：hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp
<https://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/collabo/>



〈支援（補助金・助成金等）〉

若手研究人材育成事業

北海道の将来の発展に資する独創的な研究を担う若手研究者（40才以下）の研究費を補助する制度（40万円/件）です。

お問い合わせ先

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）研究開発支援部
 TEL：011-708-6392 FAX：011-747-1911
 E-mail：kenkyu@noastec.jp
https://www.noastec.jp/web/d_future/



イノベーション創出研究支援事業

大学等の研究シーズや地域資源などの活用を図るため、産学官連携研究にかかる研究開発費を補助する制度です。

- スタートアップ研究補助金（200万円/件以内）
- 発展・橋渡し研究補助金（400万円/件以内）

お問い合わせ先

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）研究開発支援部
 TEL：011-708-6392 FAX：011-747-1911
 E-mail：kenkyu@noastec.jp https://www.noastec.jp/web/d_future/



市場対応型製品開発支援事業（中小企業競争力強化促進事業）

新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査、または道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

【対象者】 道内の中小企業者等

【対象経費】 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額 300万円（うち市場調査等に要する経費 200万円）

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

TEL : 011-232-2403 FAX : 011-232-2011

E-mail : info@hsc.or.jp https://www.hsc.or.jp/consul/development_market/



市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】（中小企業競争力強化促進事業）

新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等または新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査、または道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

【対象者】 道内の中小企業者等

【対象経費】 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額 500万円（うち市場調査等に要する経費 200万円）

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

TEL : 011-232-2403 FAX : 011-232-2011

E-mail : info@hsc.or.jp https://www.hsc.or.jp/consul/development_specific/



市場対応型製品開発支援事業【共同研究開発】（中小企業競争力強化促進事業）

道内の中小企業者等を1/2以上とするグループが新分野・新市場への進出のために、大学等と連携して行う加工組立型工業・基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査、または道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

【対象者】 道内の中小企業者等を2分の1以上とするグループ

【対象経費】 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額 500万円（うち市場調査等に要する経費 200万円）

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

TEL : 011-232-2403 FAX : 011-232-2011

E-mail : info@hsc.or.jp https://www.hsc.or.jp/consul/development_joint/



地域資源活用型事業化実現事業（北海道中小企業新応援ファンド事業）

道内の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路拡大までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。

【対象者】 道内の中小企業者等

【対象経費】 原材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料等

【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額 150万円

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

TEL : 011-232-2403 FAX : 011-232-2011

E-mail : info@hsc.or.jp <https://www.hsc.or.jp/consul/resource/>



製品開発チャレンジ支援事業(北海道中小企業新応援ファンド事業)

本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。

- 【対象者】 道内の中小企業者等
 【対象経費】 原材料費、外注加工費、試験依頼費、共同研究費
 【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額50万円

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ
 TEL:011-232-2403 FAX:011-232-2011
 E-mail:info@hsc.or.jp <https://www.hsc.or.jp/consul/challenge/>



中小企業等特許情報分析活用支援事業

「研究開発」「出願」段階および「審査請求」段階において、特許情報分析(先行技術調査)をお考えの中小企業等に対し、特許情報分析の提供および調査費用の補助を行います。

- 【対象】
 ●中堅・中小企業の方、個人事業者の方、中堅・中小企業者で構成されるグループの方、地方公共団体
 公設試験研究機関、都道府県等中小企業支援センター、商工会議所や商工会等の経済産業団体
 ものづくり組合等の生産者事業協同組合、大学・高等専門学校・高等学校等の教育機関 等

- 【補助内容】
 ●「研究開発」「出願」段階:100万円以内の「特許マップ」等による特許情報分析の提供(無料)
 ●「審査請求」段階:先行技術調査費用を6万円補助

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)
 TEL:03-3581-1101(内線3841) FAX:03-3502-8916
 E-mail:trade-secret@inpit.go.jp <https://faq.inpit.go.jp/tradecret/bunseki.html>



〈支援(補助金・助成金等以外)〉

専門家派遣事業

新事業展開、新商品開発、販路開拓、事業計画策定の課題に対し、専門家を継続的に派遣してアドバイスをします(費用の一部は受益者負担あり)。

- 中小企業診断士、大手ものづくりメーカーOBなどの専門家が登録しており、会社が抱える課題内容に合わせて適切な専門家を派遣します。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課
 TEL:011-210-7471 FAX:011-210-7481
<https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/>



HoPE [北海道中小企業家同友会産学官連携研究会]

HoPEは、大学や公設試験研究機関のシーズと企業のニーズが出会い、互いの強みを発揮する中で、新しい産業の創出、ビジネスチャンスの拡大を目指しています。HoPEでは、例会を毎月開催し、中小企業等が主体的に大学等の研究機関の知恵を借り、行政機関とも連携しながら、意欲的に研究開発、知的財産の蓄積を行っています。

お問い合わせ先

一般社団法人北海道中小企業家同友会産学官連携研究会 HoPE
 TEL: 011-702-3000 FAX: 011-702-9573
 E-mail: hope@hokkaido.doyu.jp <https://hope.hokkaido.doyu.jp/>



依頼試験・試験設備の利用

企業や事業者の皆様からの依頼により、試験、分析、測定や製品等の品質・性能の評価を行います。また、道総研が所有する試験機器等の設備をご利用いただけます。

お問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 本部研究戦略部（総合相談窓口）
 ※下記の総合相談窓口又はリンク先に記載の研究本部や試験場の相談窓口へお問い合わせ願います。
 TEL: 011-747-2900 FAX: 011-747-0211
 E-mail: hq-soudan@hro.or.jp <http://www.hro.or.jp/support/equipment/>



研究開発・技術開発に関する補助

産総研との共同研究の立ち上げをサポートします。

お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター 産学官連携推進室
 TEL: 011-857-8406 FAX: 011-857-8901
 E-mail: hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp <https://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/collabo/>



共同研究（北海道大学）

北海道大学では、教職員と外部機関等の研究者が、対等の立場で共通の課題について研究に取り組むことにより、優れた研究成果が生まれることを促進するために共同研究を実施しています。

お問い合わせ先

国立大学法人北海道大学の各部署の担当等または研究推進部産学連携課
 TEL: リンク先のお問い合わせ先を参照願います。
 FAX: 同上 E-mail: 同上
<https://www.hokudai.ac.jp/research/innovation/kyodo/>



共同研究（北海道立総合研究機構）

道総研では、技術の向上や製品開発等を希望する企業等からの依頼により、道総研と企業等が知識・技術・ノウハウを持ち寄り、分担して共同研究を実施しています。

お問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 本部研究戦略部（総合相談窓口）
 ※下記の総合相談窓口又はリンク先に記載の研究本部や試験場の相談窓口へお問い合わせ願います。
 TEL: 011-747-2900 FAX: 011-747-0211
 E-mail: hq-soudan@hro.or.jp <http://www.hro.or.jp/research/develop/cooperation.html>



受託研究（北海道大学）

北海道大学では、教職員が、外部機関等からの委託を受けて、研究を行い、その成果を委託者に報告する受託研究を実施しています。

お問い合わせ先

国立大学法人北海道大学の各部局の担当等または研究推進部産学連携課

TEL：リンク先のお問い合わせ先を参照願います。

FAX：同上 E-mail：同上

<https://www.hokudai.ac.jp/research/innovation/jutaku/>



受託研究（北海道立総合研究機構）

道総研では、企業・団体等の外部機関からの依頼により、受託研究を実施しています。

お問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 本部研究戦略部（総合相談窓口）

※下記の総合相談窓口又はリンク先に記載の研究本部や試験場の相談窓口へお問い合わせ願います。

TEL：011-747-2900 FAX：011-747-0211

E-mail：hq-soudan@hro.or.jp

<http://www.hro.or.jp/research/develop/trustee.html>



〈セミナー・研修〉

北海道立総合研究機構 研修会

道総研では、各種研修会等を開催し研究成果や技術・知見をお伝えするとともに、企業の技術者や地域産業の担い手の皆様を研修者として受け入れ、様々な指導を行っています。

お問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 本部研究戦略部（総合相談窓口）

※下記の総合相談窓口又はリンク先に記載の研究本部や試験場の相談窓口へお問い合わせ願います。

TEL：011-747-2900 FAX：011-747-0211

E-mail：hq-soudan@hro.or.jp

<http://www.hro.or.jp/support/study/>



産業技術総合研究所 技術研修

産総研では、企業、大学、公設研究所などの研究者・技術者を一定期間受け入れ、産総研の研究者の指導の下に技術を習得していただく技術研修を行っています。

お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター 産学官連携推進室

TEL：011-857-8406 FAX：011-857-8901

E-mail：hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp

<https://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/collabo/>



4. 知財での保護・権利化

〈支援（補助金・助成金等）〉

特許料等の減免制度

中小企業、個人及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線 2586） FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>



〈情報収集〉

登録原簿謄本の交付

登録された特許・実用新案・意匠・商標の存続、消滅、失効等、その後の経過を調べる権利状況調査に必要な「登録原簿謄本」の交付を行っています。（手数料：1件につき、1,100円、特許印紙）

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

TEL：011-709-2311（内線 2586） E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/right/check.htm>



新減免制度について

2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件を対象に
新たな特許料等の減免制度を開始しました

減免対象者を拡大しました

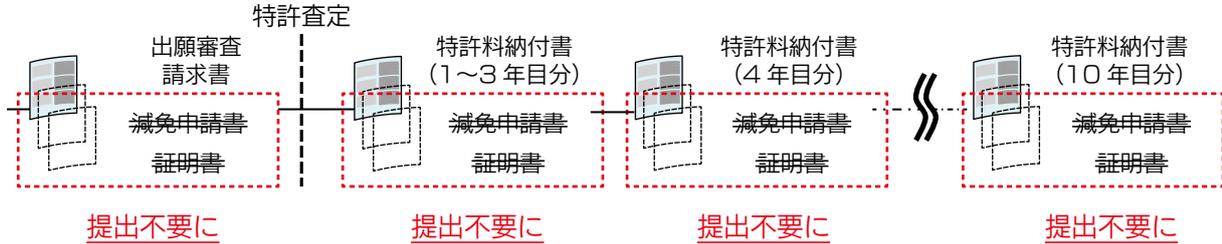
対象者	軽減率	
	出願審査請求料、特許料1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業*	軽減なし⇒1/2に軽減	軽減なし⇒1/2に軽減
法人税非課税中小企業*	1/2に軽減	軽減なし
研究開発型中小企業*	1/2に軽減	軽減なし⇒1/2に軽減
小規模・中小ベンチャー企業*	1/3に軽減	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業*	1/2に軽減⇒1/4に軽減	軽減なし⇒1/4に軽減
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人等	1/2に軽減	軽減なし⇒1/2に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、 特許料1～3年分：免除 特許料4～10年分：1/2に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2に軽減	軽減なし

※各対象者については、それぞれ要件が異なります。詳しくは、P22以降をご確認ください。

■…変更部分
□…変更なし

減免申請手続を大幅に簡素化しました

- ・2019年4月1日以降に出願審査請求を行う案件については、**減免申請書や証明書を提出しなくとも、出願審査請求書又は特許料納付書へ「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば減免申請が可能**となります。
- ・国際出願における軽減申請手続においても、証明書の提出が不要となります。



(国内出願における減免申請のイメージ)

新減免制度・旧減免制度の適用関係

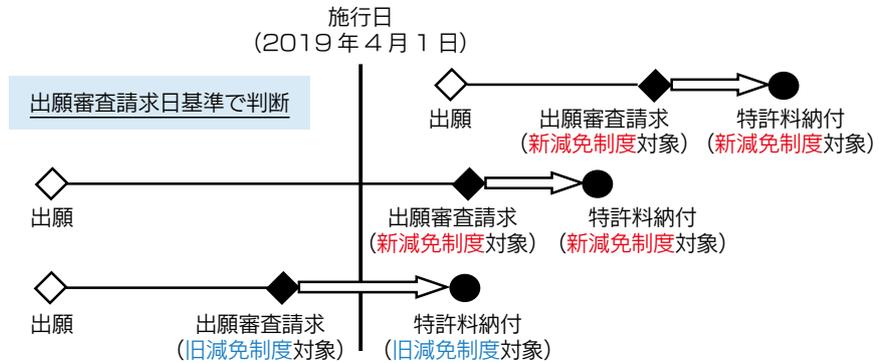
国内出願

■施行日以降に出願審査請求をした場合には、**(新減免制度)**に基づき、出願審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、**(新減免制度)**の申請手続に基づき、行うことになります。

■施行日より前に出願審査請求をした場合には、施行日より前に存在している減免制度**(旧減免制度)**に基づき、出願審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、施行日より前に存在している減免制度**(旧減免制度)**の申請手続に基づき、行うことになります。

例えば、以下の手続が**新減免制度**と異なる点です。

- ・研究開発型中小企業・公設試験研究機関・試験研究地方独立行政法人については、軽減申請先が経済産業局等になります。
- ・特許料の最初の減免申請について、減免申請書と証明書の提出が必要になります。



国際出願

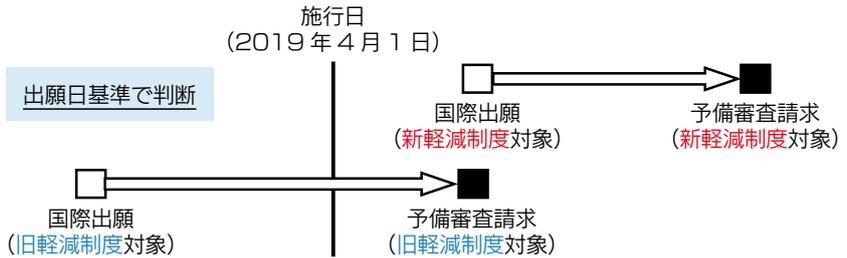
■施行日以降に国際出願をした場合には、**(新軽減制度)**に基づき、国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料)、予備審査請求に係る手数料(予備審査手数料)に関する軽減の適用が判断されます。軽減申請手続は、**(新軽減制度)**の申請手続に基づき、行うことになります。

■施行日より前に国際出願した場合には、施行日より前に存在している軽減制度**(旧軽減制度)**に基づき、国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料)、予備審査請求に係る手数料(予備審査手数料)に関する軽減の適用が判断されます。よって、施行日より前に国際出願した場合であって、施行日後に行う予備審査請求に係る軽減申請手続も、施行日より前に存在している軽減制度**(旧軽減制度)**の申請手続に基づき、行うことになります。

例えば、以下の手続が**新軽減制度**と異なる点です。

- ・オンライン手続における軽減申請について、軽減申請書のイメージデータの提出とは別に、紙の軽減申請書と証明書の提出が必要になります。
- ・書面手続における軽減申請について、証明書の提出が必要となります。

■『国際出願促進交付金交付要綱』の適用関係については、特許庁ホームページをご参照ください。〔国際出願 交付金〕で検索ください。



中小企業

要件 1 ①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業 種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

または

②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会^{※1}
- ・特定非営利活動法人^{※2}

要件 2 大企業（要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと^{※3}

措置内容

国内出願

出願審査請求料：**1/2** に軽減
特許料（1～10年）：**1/2** に軽減

国際出願

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料：**1/2** に軽減
予備審査手数料：**1/2** に軽減
国際出願手数料：納付金額の **1/2** 相当額を交付
取 扱 手 数 料：納付金額の **1/2** 相当額を交付

- ※1 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限り、
- ※2 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限り、
- ※3 大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
- ア、単独の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
- イ、複数の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

研究開発に力を入れている中小企業

要件 1 中小企業の要件 1 を満たしていること

要件 2 以下の①～③のいずれかに該当するもの

①試験研究費等比率が収入金額の 3%超

または

②以下のいずれかの事業等の成果に関する特許発明又は発明（計画・事業の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたもの）

- ・中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発等

または

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明

- ・承認経営革新計画
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画

措置内容

国内出願

出願審査請求料：1/2 に軽減
特許料（1～10 年）：1/2 に軽減

国際出願

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料：1/2 に軽減
予備審査手数料：1/2 に軽減
国際出願手数料：納付金額の 1/2 相当額を交付
取扱手数料：納付金額の 1/2 相当額を交付

小規模企業

要件 1 従業員 20 人以下（商業又はサービス業は 5 人以下）の法人であること

要件 2 大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※¹

措置内容

国内出願

出願審査請求料：1/3 に軽減
特許料（1～10 年）：1/3 に軽減

国際出願

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料：1/3 に軽減
予備審査手数料：1/3 に軽減
国際出願手数料：納付金額の 2/3 相当額を交付
取扱手数料：納付金額の 2/3 相当額を交付

※¹ 大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。

ア、単独の大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

イ、複数の大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

中小ベンチャー企業

要件 1 設立後 10 年を経過しておらず資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人であること

要件 2 大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと※¹

措置内容

国内出願

出願審査請求料：1/3 に軽減
特許料（1～10 年）：1/3 に軽減

国際出願

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料：1/3 に軽減
予備審査手数料：1/3 に軽減
国際出願手数料：納付金額の 2/3 相当額を交付
取扱手数料：納付金額の 2/3 相当額を交付

- ※¹ 大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
- ア. 単独の大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
 - イ. 複数の大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

5. 製品化・事業化

〈相談窓口〉

ものづくり、新商品開発、販路拡大等に係る無料経営相談

- ものづくり体制、新事業展開、新商品開発、販路開拓などの経営課題に対して、中小企業診断士、弁理士、社会保険労務士、ITコーディネーターなどの専門家がアドバイスします。相談日は、ホームページからか電話にてお問い合わせください(事前予約制)。
- 中小機構北海道本部(札幌市)では、当機構内の相談ブースにて無料の経営相談を実施しており、オンラインでも対応可能です。(平日13時～17時)
- 函館、北見、釧路の機構各オフィス、中小企業大学校旭川校でも相談を実施しています。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課
 TEL:011-210-7471 FAX:011-210-7481
https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/sme/consulting/



事業化支援(スタートアップ・アドバイザー)

産総研との協力によりベンチャーの立ち上げを検討されている方への相談を実施しています。

お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター 産学官連携推進室
 TEL:011-857-8406 FAX:011-857-8901
 E-mail:hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp
<https://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/collabo/>



〈支援(補助金・助成金等)〉

地域産業クラスターものづくり支援事業

道内の産業クラスター研究会および地域活動グループが取り組んでいる、地域の「強み」や「特色」を活かした「ものづくり」とおして地場産業の振興に資する活動を支援します。

お問い合わせ先

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団) 地域連携支援部
 TEL:011-708-6526 FAX:011-747-1911
 E-mail:chiiki@noastec.jp https://www.noastec.jp/web/d_business/region.html



〈支援（補助金・助成金等以外）〉

ライセンス調査・専門家派遣

提供可能な特許の発掘、導入ニーズの把握をはじめ、ライセンス契約に至るまで、特許技術の流通や活用に関する幅広い支援を行います。（北海道の委託事業、北海道発明協会が受託実施）

お問い合わせ先

北海道知的所有権センター

TEL：011-747-7481 FAX：011-747-8253（北海道発明協会とTEL・FAX番号が共通です。）

E-mail：hkd-ipcenter@jiii-h.jp

http://www.jiii-h.jp/ip/



産業技術総合研究所 イノベーションコーディネータ

各地域センターに「イノベーションコーディネータ」を配置し、産総研のシーズと企業ニーズのマッチングを支援します。

お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター

TEL：011-857-8406 FAX：011-857-8901

E-mail：hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp

http://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/collabo/



大学等知財基盤強化支援

大学等知財基盤強化支援では、大学等のみが出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願の支援を通じて、大学等の知財マネジメントの自律化に向けた知的財産戦略の策定及び知財マネジメント力の強化を目指します（権利化支援）。また、大学等が保有する特許のうち、JST保有特許の活用に資する特許（特許を受ける権利を含む）をJSTが譲受します（知財集約）。更に、JST名義の特許（集約特許やJSTの研究開発プログラムの成果により創出された特許）の権利化・実施許諾を行うとともに、大学等名義の特許ライセンス（開発あっせん）およびこれらの組み合わせにより、企業への技術移転を推進します。

お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） 知的財産マネジメント推進部

大学知財支援グループ／知財集約・活用グループ

TEL：03-5214-8413 FAX：03-5214-8476

E-mail：kenri@jst.go.jp

http://www.jst.go.jp/chizai/



経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク事業）

商工会地区の小規模事業者又は創業予定者に対し、深い知識や技術をもった専門家を現地へ派遣し課題を支援する制度です。

お問い合わせ先

北海道商工会連合会・全道 152 商工会

TEL：011-251-0102（北海道商工会連合会）

FAX：011-271-4804（北海道商工会連合会）

E-mail：kigyo@do-shokoren.or.jp（北海道商工会連合会）

ビジネスアイデアの検討から事業化までの総合的な支援

北海道内各地の地域資源や産業技術を活用したビジネスアイデアやビジネスプランの検討から商品等の開発、事業化までの一貫した支援を通して道内企業のレベルアップを目指します。

1. ビジネスアイデアの掘り起こし、およびプロジェクトの発掘
 - (1) 企業等のビジネスアイデアの実現に向け、事業化の可能性について検討・検証し、ビジネスプランの策定(計画)をサポート。
2. ステップアップ&サポート支援
 - (1) 商品(またはサービス)改良・改善支援
 - (2) 販売促進・販路開拓支援
 - (3) マーケティング支援
 - (4) 新技術・新製品開発のためのコーディネーターの派遣・配置

お問い合わせ先

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター クラスター事業部

TEL: 011-708-6526 FAX: 011-747-1911

E-mail: hcluster@noastec.jp

https://www.noastec.jp/web/d_business/details/post.html



〈マッチング〉

J-GoodTech (ジェグテック)

優れた技術やサービスを持つ日本の中小企業と世界中の優れた企業を繋ぐビジネス・マッチングサイトです。

- 製造業や流通業、サービス業など幅広い業種から約 19,500 社の国内中小企業とビジネスパートナーを探す海外の優良企業約 7,600 社の情報を掲載しています。
- 国内大手企業約 600 社がジェグテックパートナー企業として登録しており、商品開発などの協業や事業提携、海外展開のビジネスパートナー探しや新規取引に向けた商談をサイト上で効率よく行うことが出来ます。
- 日本語と英語で国内外に向けて情報発信が可能です。サイトへの情報掲載はすべて無料で、掲載情報の英訳も公開申請時は中小機構が負担いたします。
- 専門家が、海外企業や国内大手企業との商談に向けたサポートを無料で行います。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 支援推進課 Web マッチング担当

TEL: 011-210-7472 FAX: 011-210-7481

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/>



ビジネスマッチング支援事業

地域の食品メーカーの商品開発や取引拡大を支援するため、商社・百貨店等のバイヤーとの個別商談の場を提供します。

お問い合わせ先

公益財産法人北海道中小企業総合支援センター

TEL: 011-232-2406 FAX: 011-232-2011

E-mail: torihiki@hsc.or.jp

6. 海外展開

〈相談窓口〉

模倣品・海賊版被害相談窓口

海外ビジネスでの知的財産侵害リスクの回避方法や、海外市場での模倣品・海賊版問題等への助言を行っています。

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター
TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973
E-mail：SAP@jetro.go.jp
<https://www.jetro.go.jp/services/ip/>



〈支援（補助金・助成金等）〉

中小企業等外国出願支援事業

～詳細は P29 をご覧下さい～

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業者等に対して、外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用の一部を助成します。

お問い合わせ先

●公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（対象：道内の中小企業者等）
TEL：011-232-2403 FAX：011-232-2011
E-mail：info@hsc.or.jp
https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/



●独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター（対象：全国）
TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973
E-mail：SAP@jetro.go.jp
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



PCT 国際出願に係る費用の軽減措置・交付金

～詳細は P20～24 をご覧下さい～

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置により、国際出願を行う場合の「調査手数料・送付手数料」、国際予備審査請求を行う場合の「予備審査手数料」等について軽減措置が受けられます。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室
TEL：011-709-2311（内線 2586） FAX：011-707-5324
E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/>



海外に自社製品を輸出する

海外に製造を委託する

外国での
特許・商標・意匠等
の出願費用を
助成します！

海外の展示会に出展する

海外の抜け駆け出願を防ぐ

1. 対象者

- 中小企業者等 ～中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者
- 中小企業者で構成されるグループ ～構成員のうち、中小企業者が2/3以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
- 商工会議所(※)
- 商工会(※)
- NPO法人(※)～特定非営利活動促進法第2条第2項の規定による指定法人
※商工会議所、商工会、NPO法人は、地域団体商標を、外国に商標出願する場合に限る。

2. 対象となる外国出願

既に日本国特許庁に出願(PCT出願を含む)している案件で、次のいずれかの方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。

※日本国及び外国特許庁への出願人は、どちらも申請者である中小企業者等であること。

- [1] パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
- [2] 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を国内段階に移行する方法)
- [3] ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- [4] マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

3. 助成内容

- [1] 補助率：補助対象経費の1/2以内
- [2] 上限額 1企業に対する上限額(複数案件申請の場合)：300万円

- 特許：150万円
- 実用新案、意匠、商標：60万円
- 冒認対策商標(※)：30万円

※「冒認出願」とは、国内で出願または登録済みの商標に関する海外での第三者による抜け駆け出願をいい、「冒認対策商標」とは、冒認出願対策を目的とした外国への商標出願をいう。

- [3] 補助対象経費
外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

※採択決定後に発生した費用に限ります。

※外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に支払う費用(出願に不備があった場合の補正費用等)は対象となりません。

4. 事業の流れ



模倣品対策支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査および一部の権利行使にかかった経費を負担します。

【対象経費】 現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用 等

【補助率等】 調査及び権利行使費用の総額の2/3 上限400万円

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター

TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html



防衛型侵害対策支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）

悪意のある第三者等によって、日本企業のブランドや社名等について先に知的財産権を取得されることで、日本企業が海外進出に際して知的財産権に係る係争に巻き込まれた際にかかる係争費用の一部助成を行います。

【対象経費】 弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解交渉に要する費用（和解金・損害賠償金は含まず）

【補助率等】 対象経費の2/3（上限500万円）

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター

TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html



冒認商標無効・取消係争支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）

海外で現地企業等に不当な方法及び不当な意図で自社のブランドの商標や地域団体商標を出願又は権利化された中小企業等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動にかかる費用の一部助成を行います。

【対象経費】 1. 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
2. 1. に要する弁理士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

【補助率等】 対象経費の2/3（上限500万円）

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター

TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



「地域団体商標」の海外展開支援

地域団体商標を保有する事業団体（出願中含む）を対象に、地域ブランドの海外展開拡大を支援するため、海外向けブランディングからハンズオン支援を行います。また、商品・サービスの現地プロモーションやマッチング事業の支援を実施するとともに、海外での商標権取得や、ライセンス契約等、知的財産権の活用の一貫的な支援を実施します。

【対象経費】 各種広告媒体等作成費、調査費、海外イベント参加に係る渡航費等の助成等。

【補助率等】 上限300万円

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター

TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp https://www.jetro.go.jp/services/tiki_support.html



マーケティング支援事業（中小企業競争力強化促進事業）

新分野・新市場への進出等を目指した製品・サービスの市場調査や道外の展示会への出展に係る経費の一部を補助します。

【対象者】 道内の中小企業者等

【対象経費】 市場調査の委託費、出展料、展示工事費、滞在費・交通費、パンフレット制作費ほか

【補助率等】 対象経費の1/2以内 限度額 100万円（国内実施）、200万円（国外実施）

お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

TEL：011-232-2403 FAX：011-232-2011

E-mail：info@hsc.or.jp https://www.hsc.or.jp/consul/marketing_support/



海外知財訴訟費用保険（海外知財訴訟費用保険事業）

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を補助し、中小企業の掛金負担を軽減します。

【対象・要件】 ・日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業

・海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業

【補助率等】 保険加入時の掛金の1/2 ※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3

お問い合わせ先

【保険内容や保険加入について】

(1)日本商工会議所 総務部 TEL：03-3283-7832

(2)全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課 TEL：03-3503-1258

(3)全国中小企業団体中央会 政策推進部 TEL：03-3523-4904

【補助事業全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL：03-3581-1101（内線 2145）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



〈支援（補助金・助成金等以外）〉

海外知的財産プロデューサーによる企業支援

海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストが、企業の海外進出・展開に応じた知的財産面のリスク対策や契約上の留意点、知的財産活用手法等についてアドバイスします。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）海外展開知財支援窓口

TEL：03-3581-1101（内線 3823）

E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp <https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>



知的財産侵害物品差止申立制度

知的財産侵害物品が輸入又は輸出されることを差し止めるよう、権利者が税関に対して申し立てる制度です。

お問い合わせ先

財務省函館税関 知的財産調査官

TEL：0138-40-4255 FAX：0138-45-8872

E-mail：hkd-gyomu-chizai@customs.go.jp

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/sashitome.htm>



農林水産知的財産保護コンソーシアム

我が国の農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、海外における商標出願の一元的な監視と産地偽造品や模倣品情報の収集・共有体制の整備を行っています。

お問い合わせ先

農林水産省食料産業局 知的財産課 地理的表示事業推進班
TEL：03-3502-8111（内線 4283）
ダイヤルイン：03-6738-6317 FAX：03-3502-5301
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/



植物品種等海外流出防止総合対策事業

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、海外での品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援します。

お問い合わせ先

公益財団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
TEL：03-3586-8644 FAX：03-3586-8277
農林水産省食料産業局 知的財産課 種苗企画班
TEL：03-6738-6470 FAX：03-3502-6572

日本発知財活用ビジネス支援事業ジェトロ・イノベーション・プログラム（JIP）

世界のエコシステムの中で知的財産を活用した海外展開にチャレンジする中堅・中小・ベンチャー企業を支援しています。

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 北海道貿易情報センター
TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973
E-mail：SAP@jetro.go.jp <https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html>



〈情報収集〉

新興国等知財情報データベースによる情報提供

東南アジア、ASEAN を中心とした新興国等の知財実務情報を国、地域別、カテゴリー別に整理し、ウェブサイトを提供しています。

お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
TEL：03-3581-1101（内線 3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



海外知的財産保護支援に関わる情報提供

企業の海外における知的財産の保護支援のため、セミナーの開催、相談の受付、模倣対策関連情報の提供などを実施します。

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 北海道貿易情報センター
TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973
E-mail：SAP@jetro.go.jp <https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>



7. ブランド

〈相談窓口〉

知的財産活用、地域ブランド形成等に係る無料相談窓口

- 特許、商標など知的財産権に関する課題に対して、弁護士、弁理士などの専門家がアドバイスします。相談日は、ホームページからか電話にてお問い合わせください（事前予約制）。
- 中小機構北海道本部（札幌市）では、当機構内の相談ブースにて無料の経営相談を実施しており、オンラインでも対応可能です。（平日 13 時～17 時）
- 函館、北見、釧路の機構各オフィス、中小企業大学校旭川校でも相談を実施しています。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課
 TEL：011-210-7471 FAX：011-210-7481
https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/sme/consulting/



〈知的財産〉

地域団体商標制度

地域名と商品（サービス）名の組合せからなる商標（地域ブランド）について、特定の要件を満たした場合に登録することができる制度です。地域ブランドを適切に保護することにより、地域ブランドの構築、地域活性化に向けた取組に役立てることができます。地域団体商標の取得、活用に関する相談を受け付けています。

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 知的財産室
 TEL：011-709-2311（内線 2586） FAX：011-707-5324
 E-mail：hokkaido-chizai@meti.go.jp
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/brand/groupbrand/>



地理的表示保護制度

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録する制度です。



お問い合わせ先

農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課
 TEL：011-330-8810（直通） FAX：011-520-3063
 E-mail：contact_gi01@maff.go.jp
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/gi/>



品種登録制度

植物新品種育成者の権利を保護することにより、多様な新品種の育成を支援します。

お問い合わせ先

農林水産省食料産業局 知的財産課 種苗室
 TEL：03-3502-8111（内線 4301） 03-6738-6448（ダイヤルイン）
 FAX：03-3502-6572
<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>



〈認定・認証・登録制度〉

道産食品独自認証制度（愛称「きらりっぷ」）

北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する制度です。認証を受けた商品には、「北海道認証」のシンボルマークを表示します。



お問い合わせ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

TEL：011-204-5432 FAX：011-232-7334

E-mail：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/seido.htm



道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する制度です。登録を受けた商品には、「道産原料」のシンボルマークを表示します。



お問い合わせ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

TEL：011-204-5432 FAX：011-232-7334

E-mail：syokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/dousantouroku.htm



北のクリーン農産物（YES！ clean）表示制度

北海道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物にYES！ clean マークを表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる北海道独自の制度です。

お問い合わせ先

北海道クリーン農業推進協議会（事務局：JA 北海道中央会 JA 総合支援部）

TEL：011-232-6411 FAX：011-222-3610

http://www.yesclean.jp/



ヘルシー^{ドゥ} Do（北海道食品機能性表示制度）

この制度は、加工食品に含まれる機能性成分等について、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を北海道が認定するものです。商品パッケージに認定内容を表示することで、認定商品のブランド化・差別化が可能です。



お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

TEL：011-204-5226（直通） FAX：011-232-8860

E-mail：shokusan@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.htm



北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度

一定水準以上の衛生管理を行っている食品等事業者の管理手法を道が独自に作成した評価調書により評価し、認証することで、事業者の自主的な衛生管理を推進し、道産食品の安全性確保と衛生的付加価値の向上を図るものです。



お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

TEL: 011-204-5261 FAX: 011-232-1037

E-mail: hofuku.shokuhin1@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm#haccp



「北海道リサイクルブランド」「北海道認定リサイクル製品」認定制度

道内で発生した循環資源を利用し、道内で製造加工された一定の基準を満たすリサイクル製品を認定する制度です。認定されたリサイクル製品のうち、北海道発の技術など、優れた特性を持つ製品を「北海道リサイクルブランド」として認定します。

お問い合わせ先

北海道環境生活部環境局気候変動対策課

TEL: 011-204-5197 FAX: 011-232-4970

E-mail: kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/ninteiseido/ntop.htm



エゾシカ肉処理施設認証制度

認証基準に基づく高度な衛生管理を行う道内のエゾシカ肉処理施設を北海道が認証するものです。認証施設から出荷される食肉及びその加工品には認証マークを使用できます。



お問い合わせ先

北海道環境生活部環境局自然環境課

TEL: 011-204-5988 FAX: 011-232-6790

E-mail: kansei.ezoshika@pref.hokkaido.lg.jp

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/yk/ninnsyouseido.htm



〈表彰・コンテスト・検定〉

北海道映像コンテスト

道内に在住する個人、企業、官公庁、学校、諸団体を対象に、自作の映像から、放映された映像まで幅広く、今を見つめる新しい次代を拓く映像を募集し、北海道の映像力を発信するコンテストを開催しています。

お問い合わせ先

一般社団法人北海道映像関連事業者協会

TEL: 011-632-8920

E-mail: hokueiren@eolas-net.ne.jp

http://www.eolas.co.jp/hokkaido/hokueiren/



経済産業省北海道経済産業局(産業技術革新課知的財産室)

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5F

TEL : 011-709-2311(内線2586) FAX : 011-707-5324

Email : hokkaido-chizai@meti.go.jp

令和3年6月発行